

令和7年2月26日

第4・5学年学生(令和7年度)

専攻科生(令和7年度) 諸君

学生主事

令和7年度日本学生支援機構給付奨学生在学採用 及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

このことについて、申請を希望する学生は、学生係まで申し出ること。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への授業料等の無償化が拡充されますので、下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認して下さい。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分を除く)。給付奨学生として採用された場合、令和7年4月分より奨学金が毎月支給され奨学金支給区分に応じて、授業料が全額減免、2/3減免、1/3減免、1/4減免されます。

すでに奨学生である場合は、新たな申請は不要です。

記

- ・申請書類配付期間:令和7年3月下旬 ~ 4月14日(月)※
 - ・学生係へ「給付奨学金確認書」等の提出期限:令和7年4月16日(水)
- ※申請書類配付期間後でも対応しますので、学生課学生係へ連絡ください。

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

以上

認定要件

- (1) 学年：4，5年生及び専攻科生
- (2) 国籍・在留資格等に関する要件 日本国籍を有する者，法定特別永住者等
- (3) 進学するまでの期間等に関する要件
- ・4年次編入学生は，高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から，高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者等
 - ・高等専門学校を卒業し，それから1年未満の間に，認定専攻科へ入学した者
- (4) 学業成績等に関する基準
- 4年生（編入生含む）
- 次のいずれかに該当すること
- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること，又は，入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - ・将来，社会で自立し，活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが，学修計画書等により確認できること
- 5年生，専攻科生
- 次のいずれかに該当すること
- ・前学年までの在学期間中のGPA等が，在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
 - ・修得した単位数が標準単位数以上であり，かつ，将来，社会で自立し，活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが，学修計画書により確認できること
- (5) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は，（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	年収目安 (4人家族で，生計維持者が1人)	減免額
第Ⅰ区分	市町村民税の所得割が非課税	295万	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	395万	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	461万	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	698万	第Ⅰ区分の減免額の1/4
多子世帯	所得制限なし	所得制限なし	満額（上限の範囲内）

☆多子世帯支援 申請時に扶養する子の数が3人以上，扶養を外れた社会人は除く。

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか，「進学シミュレーター」から，ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

I～IV区分：学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が5,000万円未満

多子世帯：3億円未満

※資産とは，現金やこれに準ずるもの（投資信託，投資用資産として保有する金・銀等），預貯金，有価証券の合計額を指し，土地等の不動産は含まない